

## 事務連絡

H30-43号

平成30年7月17日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課

首席事務官 加藤 英次

担当：管理班 小島

電話：03-3580-3311

内線：3175

FAX：03-5501-8166

### 該当事案の取扱い（限定旅券の作成）について

現在、該当事案にかかる限定旅券を発給するに当たっては、外務大臣による限定旅券の発行の決定（以下「限定旅券発行の決定」という。）を受けた後、予定している渡航に支障がないように限定旅券を交付できるよう、貴都道府県から申請者に対して渡航予定日を改めて確認していただいていますが、その際、当該申請者から当初予定していた渡航予定がなくなった等の理由により、申請取下げの意向が示された場合、申請者に対して書面による取下願の提出を依頼していただいているものと存じます。

しかしながら、当該申請者から取下願の提出がなく、督促をしても応じないといった状況により長期間にわたり事務処理が滞る事例があること、また、同事例以外の理由により同様の問題が発生し長期間事務処理が滞る事例があることも承知しております。

つきましては、該当事案にかかる事務処理を下記のとおりいたしますので、貴都道府県におかれましては、今後、下記に従って事務処理を実施していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 限定旅券発行の決定の有効期間

限定旅券の交付予定日とすることができる期間を限定旅券発行の決定の日（法14条書面右上の日付。以下「限定旅券発行決定日」という。）から6か月経過する日までとします。

## 2 限定旅券発行決定日から6か月を経過した該当事案の取扱い

限定旅券の作成有無にかかわらず、何らかの事情により限定旅券発行決定日から6か月を経過する時点において限定旅券の交付に至らない事案については、都道府県から外務省（旅券課長）に対して、遅滞なく文書にて旅券法施行令第4条第1項第1号あるいは同第5号及び旅券法第8条が達成できないとする報告を行っていただくようお願いします（様式例：別添参照。）。

同報告を受けて、外務省（旅券課）において当該事案を終止することを決定するとともに、限定旅券作成済の場合は関係都道府県に対し、VODせん孔処理及び、廃冊子処理について連絡することとします。ただし、当該終止手続について個別の対応が必要と判断される事案については、その都度、外務省（旅券課）から都道府県に連絡します。

## 3 終止にかかる申請者への通知等

（1）都道府県から申請者に対して、当該申請が終止になった旨の通知等を行う必要はありません。ただし、申請者から問い合わせがあった場合は、要旨次のようにご対応願います。

「貴殿と連絡がとれなくなったため（又は交付日が確認できなかったため）、規定に基づき外務省に対し貴殿との連絡状況等（又は確認ができなかった状況）を報告した。その結果、外務省において申請行為の効果がなくなったとの決定をし、本件申請は終止となった。」

（2）また、終止手続後、申請者から旅券が必要との意向が示された場合は、再度申請を行うよう指導をお願いします。

## 4 その他

（1）本件取扱いに不明な点等がある場合は、個別に外務省旅券課管理班までお問い合わせください。

（2）本事務連絡発出前になされた限定旅券の発行の決定について、当該決定の日から既に6か月経過している限定旅券未交付事案についても本事務連絡に則り処理するようお願いします。

（了）

(参考様式1：限定旅券作成済)

外務省領事局旅券課長 殿

○○県旅券センター  
△△ ××

旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請について（報告）

今般、平成○○年□□月○○日付で受理した下記の旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請について、貴省からの限定旅券の発行を決定した通知により限定旅券の作成をしましたが、同通知日から6か月を経過しても本件申請者が出頭しないため、法第8条に基づく旅券交付及び同法施行令第4条第1項第5号に基づく書面交付ができない状況となっていることを報告します。

記

- 1 申請者氏名：外務太郎
- 2 官庁コード：18309999
- 3 管理番号：20189999
- 4 状況概要：平成○○年□□月○○日に外務太郎氏本人に電話連絡を行ったところ、「忙しいので後で連絡をする」と言われ、その後、何度も連絡をしているが応答がない。（詳細記録別添参照）

(別添)

外務太郎氏との通話記録詳細（例）

平成〇〇年□□月◎◎日 電話連絡。出頭日について確認したところ、「今、忙しいので後で連絡をする。」として電話が切られた。  
□□月××日 電話連絡。応答せず。

(略)

△△月××日 連絡事項を簡易書留で郵送。  
△△月××日 簡易書留の受領を確認。

(略)

××月□□日 電話連絡。応答せず。

(参考様式2：限定旅券未作成)

外務省領事局旅券課長 殿

○○県旅券センター  
△△ ××

旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請について（報告）

今般、平成○○年□□月○○日付で受理した下記の旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請については、貴省において限定旅券の発行の決定をし、当該限定旅券の作成の指示（許可）がありました。下記状況により当該限定旅券の発行の決定の日から6か月を経過しても旅券作成を行うことができず、旅券法施行令第4条第1項第1号及び同第5号が達成できず、旅券法第8条に基づく旅券の交付ができない状況となっていることを報告します。

記

- 1 申請者氏名：外務太郎
- 2 官庁コード：18309999
- 3 管理番号：20189999
- 4 状況概要：平成○○年□□月○○日に外務太郎氏本人に電話連絡を行ったところ、「忙しいので後で連絡をする」と言われ、その後、何度も連絡をしているが応答がない。（詳細記録別添参照）